

文化財修理センター（仮称）の基本的な考え方について

1. これまでの検討内容（主に機能面）
2. 建物規模（所要施設・設備）の基本的な考え方（案）
3. 組織体制の基本的な考え方（案）
4. 立地条件・候補地の検討（案）

1. これまでの検討内容（主に機能面）

■参考（関連の政策文書・発信）

文化財の匠プロジェクト(抜粋) 令和3年12月24日文科科学大臣決定(令和4年12月16日改正)

4. 重点的な取組内容

(2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

(国立の文化財修理センター（仮称）の設置)

- ・ 美術工芸品の修理技術、用具・原材料生産に関する課題及び美術工芸品の修理拠点として整備された京都国立博物館文化財保存修理所の老朽化・修理スペース不足などの課題に対応するため、「文化財修理センター（仮称）」を京都に設置することを目指す。令和4年度から整備に向けた調査研究に着手し、例えば、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能等の必要な機能の検討など、事業化に向けた検討を順次進める。

文化芸術推進基本計画（第2期） 令和5年3月24日閣議決定

②重点取組2 文化資源の保存と活用の一層の推進

【計画期間中に取り組むべき重要施策】

- 文化財保存技術の分野横断的な拠点、情報収集、調査研究、研修等の機能を有するナショナルセンターとして、文化財修理センター（仮称）の京都での設置に向けた検討を順次推進する。

岸田総理発言（令和5年3月26日文化庁京都移転祝賀の集い）＜抄＞

京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを2030年度までを目途に整備すべく、必要な取り組みを進めてまいります。

II. 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

2. 検討の方向性

(3) 文化財修理等に係る分野横断的な拠点整備

- 美術工芸品の修理拠点として、京都国立博物館内の文化財保存修理所の修理スペース不足や機能面の見直しの必要性を契機に、国は、令和4年度から新たな国立の文化財修理センター（仮称、以下「センター」という。）の整備に係る調査研究に着手したところである。
- 一方、文化財保存技術や用具・原材料に関する諸課題については、有形・無形にかかわらず分野横断的に文化財に関する状況を把握し、各分野の専門性や知見を横串でつなぐ総合的な解決策の検討が必要である。このため、センターの機能として、例えば、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能など、ナショナルセンターとしての情報の集約や発信・広報の機能、文化財所有者、修理技術者、研究者、国・地方公共団体、地域などの文化財関係者間のコーディネートを行う機能などの発揮が期待される。
- ただし、これらの機能の全てを一斉にセンターのみが担うことは現実的ではなく、短期的・中長期的なビジョンの下、文化財に関する研究機関や関係機関における既存の取組と連携するなど、有効に活用することが考えられる。センターに求められる機能が現実的で十分なものとなるよう、国は具体的な検討を進める必要がある。なお、その際、センターの整備に必要な財源の具体的確保の方法や、法的な整備の必要性についても検討する必要がある。
- また、センターに係る国の検討においては、文化財に関する研究機関である独立行政法人国立文化財機構をはじめ、関係機関との緊密な連携に留意することが求められる。また、センターを中核に地域の博物館等を協力機関として位置付け、連携を図ることも有効である。

○我が国の文化財（美術工芸品）修理の特徴

【修理の歴史】

- ・我が国の文化財修理は、所有者の責務（補助事業あり）。
- ・修理技術は主として民間の修理事業者主体で継承。
- ・国指定文化財は、文化庁の修理指導監督のもと実施。

【修理の理念】

- ・文化財の保存活用サイクルに修理は不可欠。
- ・応急修理も本格修理も、「修復」ではなく現在の状態を後世に継承する「修理」。
- ・こうした日本の文化財の修理方針は、国際的にも高く評価。

○修理の今日的課題

- ・修理件数の増加や大型作品の修理への対応から修理スペースが不足。
- ・修理事業の計画から立案、実施まで、修理をコーディネートする人材が不足。
- ・修理を推進する主体が不明確。
- ・修理技術者の技術継承や修理に必要な用具・原材料の確保。
- ・修理に関して国民が理解できる場の不足。
- ・我が国の修理文化の認知度不足。 など

※京都国立博物館文化財保存修理所のスペース不足、老朽化
※文化庁の京都移転



国立の文化財修理センター（仮称）の設置

文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会でのこれまでの検討内容（機能面）

【目的と役割について】

国立の「文化財修理センター(仮称)」では、修理のナショナルセンターとして、

- ①情報集約と共有を含む修理推進
- ②調査研究

を着実に実施するための修理・研究体制を構築するとともに、

- ③人材育成
- ④情報発信（普及啓発）

により日本の修理文化の継承と国内外への発信を進め、中長期的に持続可能な保存・活用サイクルを実現してはどうか。

【実施主体について】

我が国の文化財修理は、国立博物館の文化財修理所で、行政・民間（所有者含む）の連携を前提として進めてきた経緯等を踏まえ、既存組織を活用した体制づくりが望ましいのではないか。（* 既存組織の業務に修理を位置づけ直す必要）

【望ましい姿】

- ・修理のことが分かる人材が配置され、修理に関する業務を主体的かつ一体的に遂行できることが望ましい。
- ・修理から展示等の成果報告まで、一貫した情報発信ができることが望ましい。
- ・修理推進が文化財の保存活用サイクルの下支えとなることから、保存活用の現場から孤立しないことが望ましい。
- ・これまでの関係性を発展的に強化できることが望ましい。
- ・関係機関との連携や、人員の相互協力に融通が利くことが望ましい。

■ 修理センターの機能に関して考慮すべき事柄

<修理推進>

- 京都国立博物館文化財保存修理所が抱える課題への対応
 - ・ 昭和55年7月の開所以来、40数年を経過し、近いうちに国宝・重要文化財の修理機能を維持するための代替施設を検討する必要。
 - ・ 修理スペース不足により京都国立博物館の旧管理棟でも修理を施工せざるを得ない状況。
 - ・ 大型作品の修理スペース確保。
 - ・ 更衣室がない、トラックヤードがない、文化財動線が確保されていない、などの課題。
- 修理が分かる人材による修理の推進。
- 修理需要の掘り起こし（要修理物件を修理実現まで適切にコーディネート）。

<調査研究>

- 文化財保存活用サイクルの一環として、調査研究も含む文化財修理プロジェクトの推進
 - ・ 修理需要の掘り起こしから修理実現、修理過程の調査記録・研究、展示までを一連のプロジェクトとして実施。
 - ・ 修理の機会を最大限に活用し、新たに得られる知見等を蓄積。
- 文化財修理等を支える用具・原材料の課題解決を図る必要。

<人材育成・情報発信>

- 修理が分かる人材の育成、修理過程で得られる知見の共有。
- 用具・原材料から修理、展示までの総合的学習の機会として見学用の場を提供。

2. 建物規模（所要施設・設備）の基本的な考え方（案）

■京都における現状の修理スペース

○京都国立博物館文化財保存修理所

建築面積 728m²

延べ床面積 2,856m²

現状

- ・修理スペース不足
- ・トラックヤードがない
- ・更衣室がない
- ・文化財と人の動線が同じ
- ・いずれ老朽化

○京都国立博物館旧管理棟使用面積

現使用面積495m²

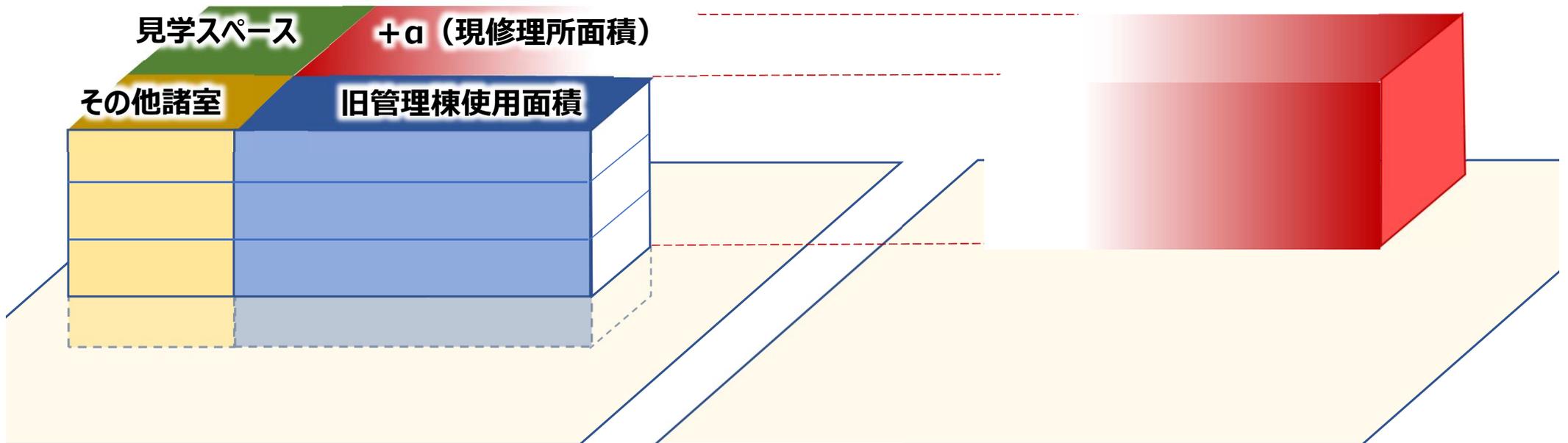
現状

- ・文化財保存修理所の修理スペース不足、特に大型作品の修理への対応のため、やむなく使用している状況。

■建物規模の基本的な考え方

文化財修理センター

現文化財保存修理所



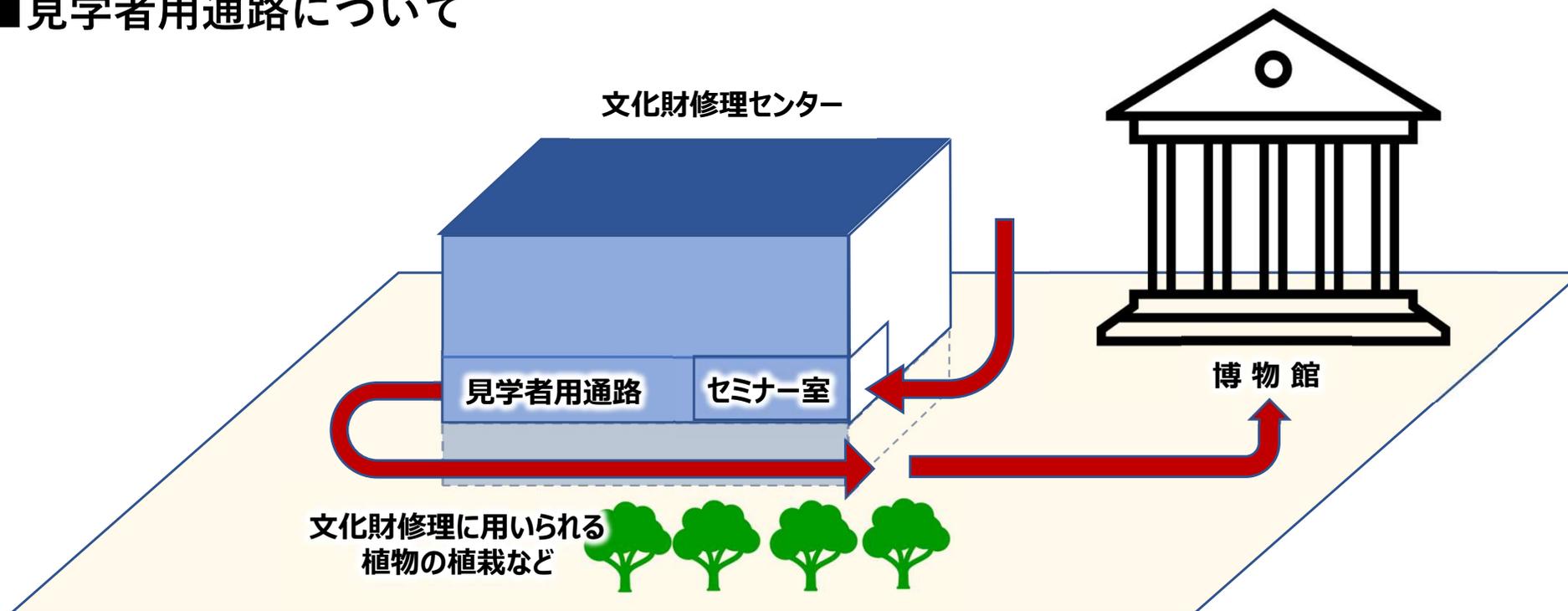
具体像 (理想)

京都において現在不足している修理スペースに加え、可能な限りの修理スペースを確保してプロジェクト修理室としての機能を持たせるとともに、見学者用通路、トラックヤード等基本的な諸室を追加、さらに用具・原材料等の課題解決機能のための諸室を確保。

課題

十分な用地が確保できない場合、または地下遺構や法令上の制限により十分なスペースを確保できない場合、一定の機能を分散させるなどの対応も検討が必要。

■見学者用通路について



具体像（理想）

見学者用通路を設け、セミナー室で事前レクチャーの上、修理作業を見学するほか、用具・原材料に関してパネル展示、映像紹介。また、例えば文化財修理に用いられる植物の植栽などにより、文化財修理を総合的に学習できるとよい。

さらに、我が国の修理文化の基礎知識を得た上で、博物館における展示と合わせて、文化財の保存・活用サイクルの全体像を理解できるとよい。

課題

修理推進が文化財の保存活用サイクルの下支えとなることから、保存活用の現場から孤立しないよう、博物館の近傍であることが望ましい。なお、別途展示機能を設けることも考えられるが、管理運用面から現実的ではないのではないか。

3. 組織体制の基本的な考え方（案）

■組織体制の基本的な考え方

現 状

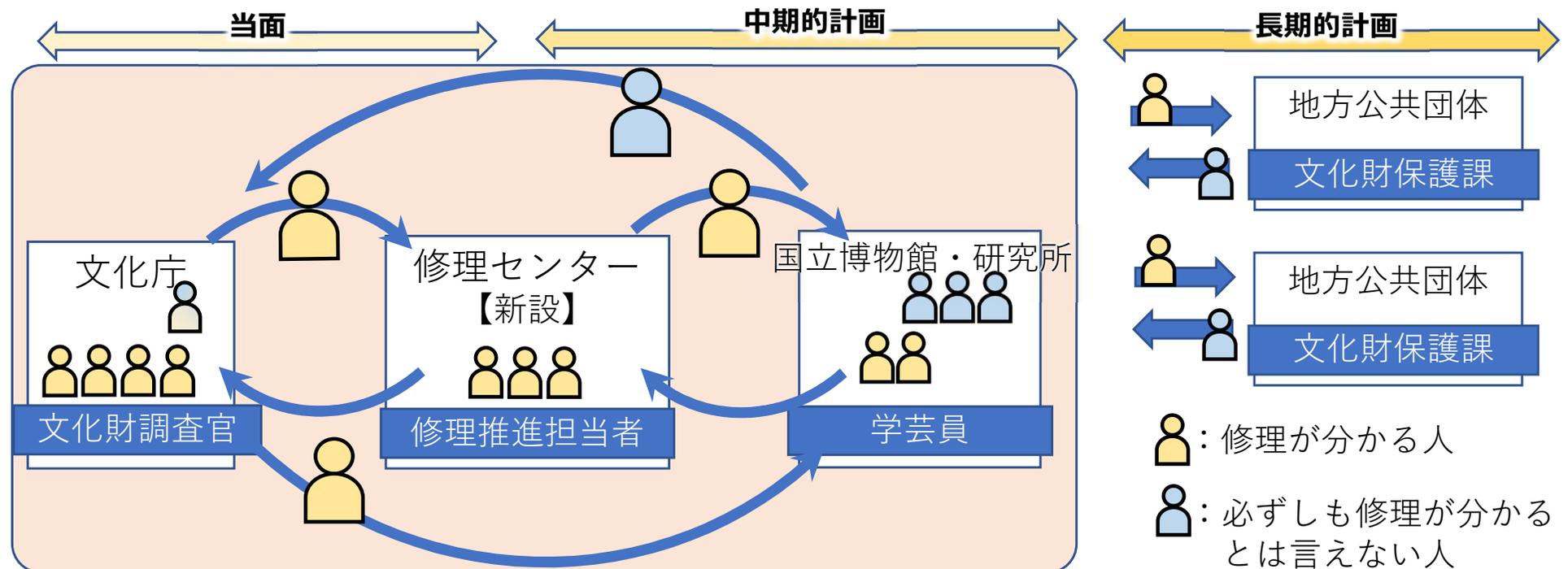
- 文化財の保存活用を図る上で修理の重要性が必ずしも理解されていない。
- 修理事業の計画から立案、実施まで、修理をコーディネートする人材が不足。
- 国指定品の修理指導監督（国庫補助修理事業）をする立場にある者は文化庁調査官。
- 修理を巡る最新の知見は、修理指導監督を常時業務として行う文化庁調査官に蓄積される。

望ましい姿

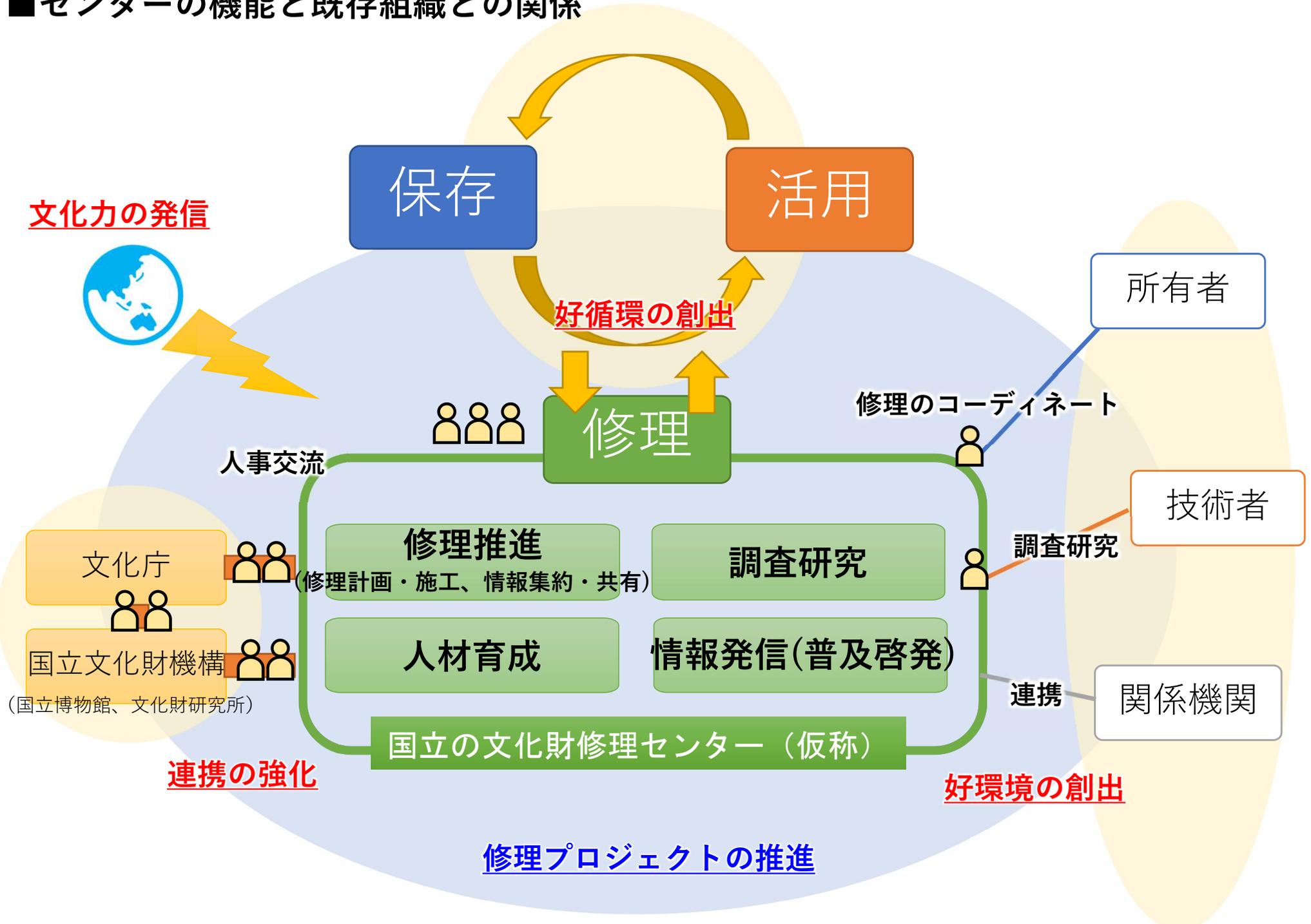
- 修理のことが分かる人材が配置され、修理に関する業務を主体的かつ一体的に遂行することにより、修理需要を掘り起こし、中長期に持続可能な保存・活用サイクルを実現。

具体像（理想）

- 中長期的に修理が分かる人材を増やすことを念頭に、当面は、例えば文化庁との人事交流により、文化庁調査官経験者が修理センターで修理推進を司る体制を整える一方、国立博物館等から文化庁調査官に受入れるなど、体制強化を進めることが考えられる。



■センターの機能と既存組織との関係



4. 立地条件・候補地の検討（案）

所与の課題・条件

- 京都である以上、地下遺構の存在や高さ制限により、建築面積及び階層が制限される。
- 博物館の近傍であることが望ましい。
- 関係機関との連携、人員の相互協力を融通が利き、これまでの関係性を発展・強化できることが望ましい。

検討の方向性

- 文化財修理センター（仮称）の候補地として、京都においては、国立の機関である京都国立博物館の近傍（敷地内）が考えられる。
- ただし、様々な制約のうち、特に地下遺構の存在については、試掘調査等による把握が必要である。このため、今後は、京都国立博物館の敷地を想定しながら試掘調査を実施し、まずは京都国立博物館の敷地内における実現可能性を検討することとし、試掘調査等の結果によっては、その他の可能性を検討することとしてはどうか。